

開発工事等に伴う 埋蔵文化財対応の手引き

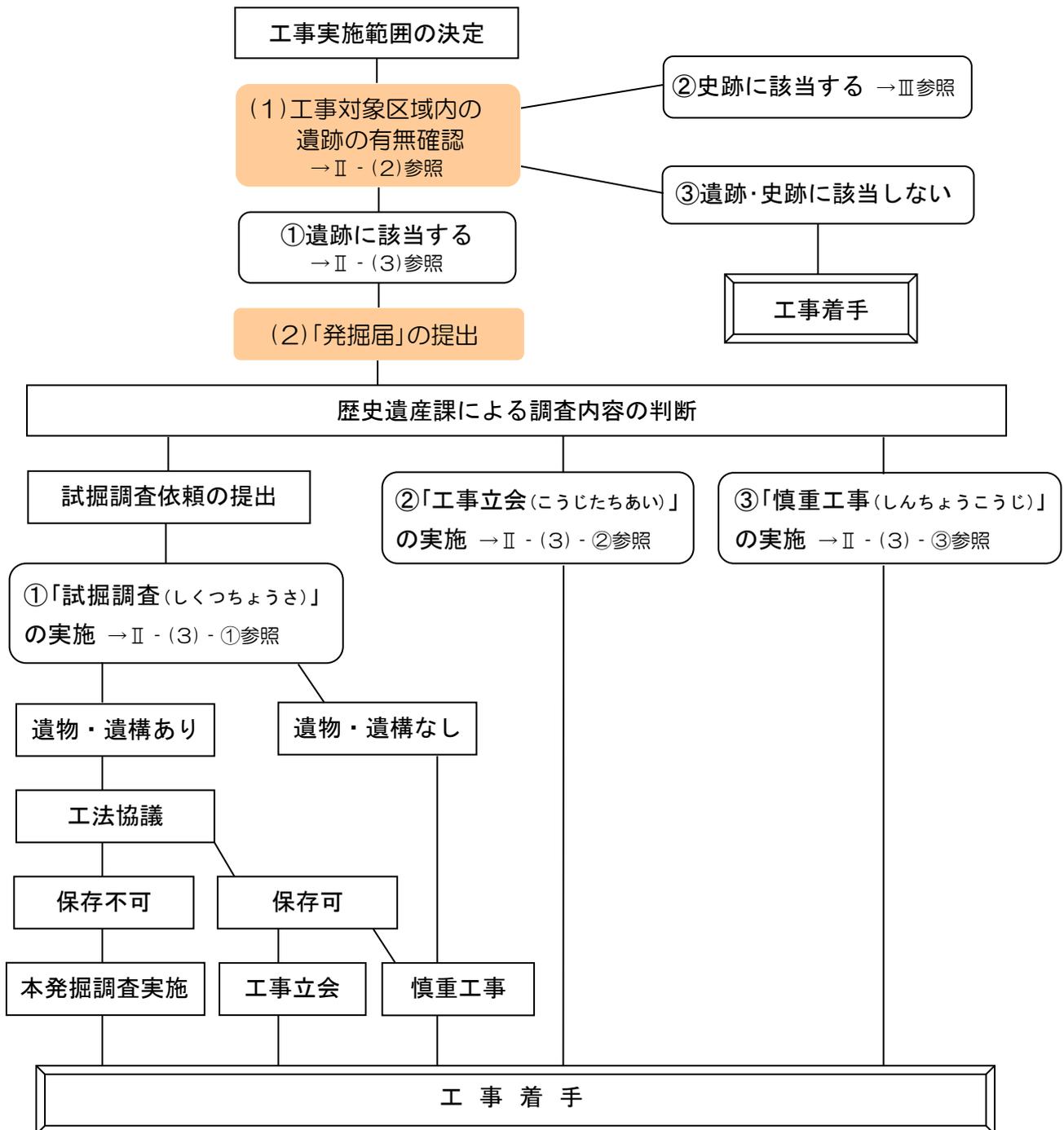
目次

- I 工事計画時に遺跡の有無確認を!!
- II 遺跡内における事務手続き
- III 史跡内における事務手続き

I 工事計画時に遺跡の有無確認を!!

ここでは、遺跡についての一連の手続きと流れについてご説明いたします。

【註】 「遺跡」とは、「周知の埋蔵文化財包蔵地」のことで、昔の人々が使った道具（遺物）や住居跡などの生活の痕跡（遺構）が残っている場所で、文化財保護法により保護を図る土地のことです。

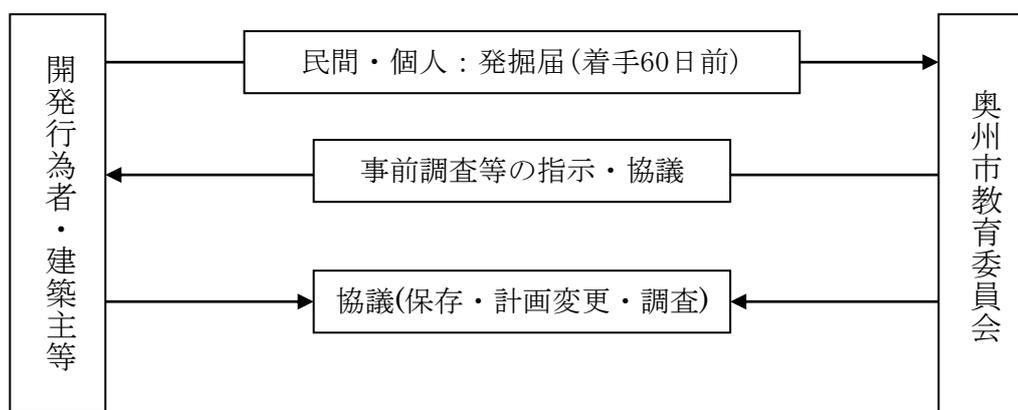


Ⅱ 遺跡内における事務手続き

(1) 事務手続きの手順

土木工事等の掘削工事を実施しようとする対象地域内に遺跡が所在した場合には、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)第93条により着手の60日前までに「埋蔵文化財の発掘届」の提出が必要です。

調査が必要になると、全体の計画に影響が出ることがありますので、工事計画の段階で早めの確認をお願いいたします。



(2) 工事対象区域内の遺跡の有無確認

教育委員会事務局歴史遺産課で遺跡の照会を行っております。

江刺総合支所（4階）に直接いらっしゃるか、文書または電話、FAXでお問い合わせください。

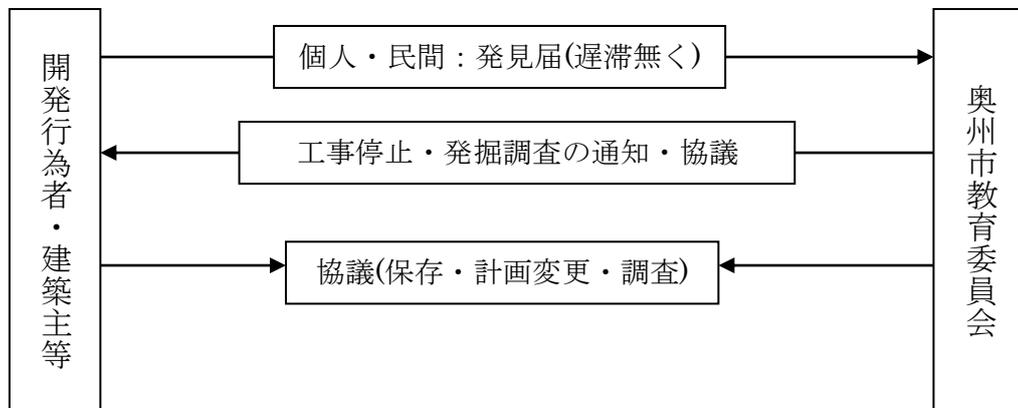
確認の結果、下記のいずれかに該当することになります。

① 遺跡に該当する → 3頁をお読みください。

② 史跡に該当する → 遺跡の届出と異なる手続きが必要になります。
工事の計画・施工について、個別に歴史遺産課との協議が必要になります。4頁をご覧ください。

③ 遺跡・史跡に該当しない → 届出等の手続きの必要はありません。
ただし、土地の掘削の最中に埋蔵文化財(土器等)が見つかった場合には、歴史遺産課にご連絡ください。
別途、届出(遺跡の発見届)が必要になります。

*** 遺跡に該当しない場所で工事中に埋蔵文化財を発見した場合**



(3) 遺跡に該当する場合

工事等による開発行為によって、遺跡の保護が困難な場合、次のいずれかの対応が必要となります。

調査等の内容は、工事内容や遺跡の状況により歴史遺産課で判断いたします。

また、工事実施計画前に「試掘調査（本発掘調査の有無確認）を依頼したい」等のご相談については、別途対応いたしますので、歴史遺産課へご連絡ください。

① 「試掘調査(しくつちょうさ)」の実施

工作物がない場所(田んぼや畑など)で新たに工事をする場合、工事着工前に遺構や遺物の有無を確認する調査です。

この調査で遺構や遺物が多量に存在した場合、あるいは設計変更等により遺構等を保護することができない場合には、その遺構等を記録し、保存するため「本発掘調査」が必要になります。

「本発掘調査」に伴う調査費用につきましては、開発行為者・建築主等にご負担いただく場合もあります。

② 「工事立会(こうじたちあい)」の実施

工事実施の際に歴史遺産課の担当職員が立ち会い、地下の状況を確認するという内容です。

③ 「慎重工事(しんちょうこうじ)」の実施

工事実施の際に「地下の埋蔵文化財に影響がないよう、慎重に工事を実施」して下さるようお願いするものです。

Ⅲ 史跡内における工事について

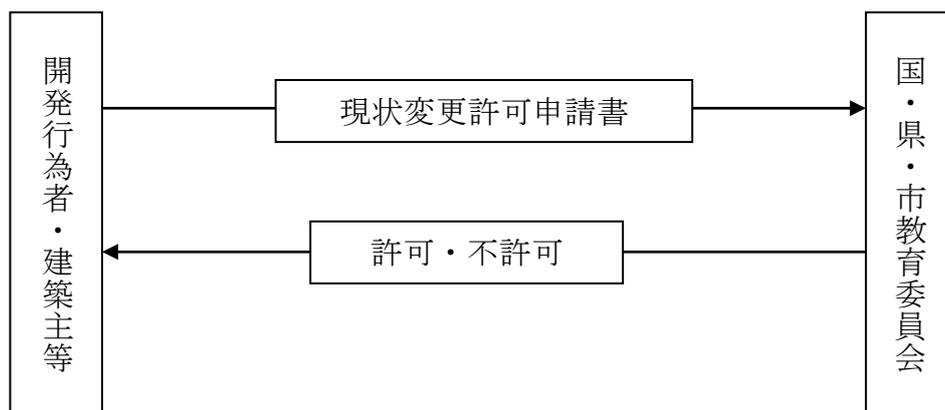
奥州市には、5頁のように国指定5件（7カ所）、県指定1件、市指定9件の史跡があります。

「史跡」とは、遺跡のなかでも、歴史上または学術上価値が高いと認められ、かつ保護が必要なものについて、国および地方公共団体が指定を行ったものです。

このため、史跡保護の立場に基づき、「史跡」内で行う工事には様々な規制があります。工事内容によっては、工事そのものが認められない場合や施工方法等に変更が生じる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、「史跡」内における工事は、Ⅱで述べた「遺跡」の手続きとは異なる申請手続き（現状変更許可申請）が必要になります。国・県の審査を経て工事の許可を受けるまで、約2ヶ月程度かかることもありますので、計画の早い段階でご相談願います。

なお、許可を受けず「史跡」内で工事を行うと、罰せられること（文化財保護法第196条）もありますので、ご注意願います。



また、柳之御所・平泉遺跡群（白鳥館遺跡(前沢)・長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡(衣川)）周辺につきましては、奥州市景観計画および奥州市景観条例により別途届出・手続きが必要になりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

景観計画の詳細については、都市計画課（江刺総合支所：34-1661）にお問い合わせください。

《 奥州市内 国・県・市指定史跡一覧 》

指定種別	名 称	所在地
国	胆沢城跡	水沢佐倉河字渋田ほか
国	高野長英旧宅	水沢字大畑小路
国	角塚古墳	胆沢南都田字塚田
国	柳之御所・平泉遺跡群 (白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡)	前沢白鳥館
		衣川田中西
		衣川七日市場ほか
国	大清水上遺跡	胆沢若柳字慶存
県	明後沢古瓦出土地	前沢古城字明後沢・姥沢
市	留守家墓所	水沢字東町・字日高小路
市	上姉体館跡	水沢姉体町字寺ノ西
市	半入豪族屋敷	水沢佐倉河字半入
市	豊田城跡碑	江刺岩谷堂字下苗代沢
市	瀬谷子窯跡	江刺稲瀬字瀬谷子
市	人首山本の旧盛街道七里塚	江刺米里字山本
市	真城中上野の旧奥州街道一里塚	水沢真城字中上野
市	水沢鋳物発祥の地	水沢羽田町字御山下
市	若柳堰袋の旧仙北街道一里塚	胆沢若柳字堰袋

問合せ先

〒023-1192 奥州市江刺大通り1番8号

奥州市教育委員会 歴史遺産課 調査活用係

TEL 0197-34-1316 (直通)

FAX 0197-35-7551